

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果

消防・救急課

1 はじめに

地震・風水害等の災害が発生した際、消防機関は、人命救助等をはじめとする災害対応を担うことから、災害応急対策の拠点としての機能を適切に果たさなければなりません。

災害時に消防本部庁舎等が被災し、人、資器材、情報等の資源が制約を受けた場合でも、災害対応を的確に行えるよう、消防活動の継続に必要な態勢を確保しておくことは極めて重要です。

消防力の整備指針第23条第2項において、「消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備を設置するものとする。」と定めており、非常用電源の整備を進めることとしています。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、消防本部庁舎等における非常用電源の確保状況等を把握するための調査を実施し、今年度の調査においても、平成30年11月にその調査結果をとりまとめましたので、ご紹介いたします。

2 調査の概要

2.1 調査対象

消防本部庁舎:728庁舎
 指令センター:646箇所(指令センターを有しない119番受信設備を含む)
 消防署所:4,851署所

2.2 調査基準日

平成30年10月1日

2.3 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策

3 調査結果

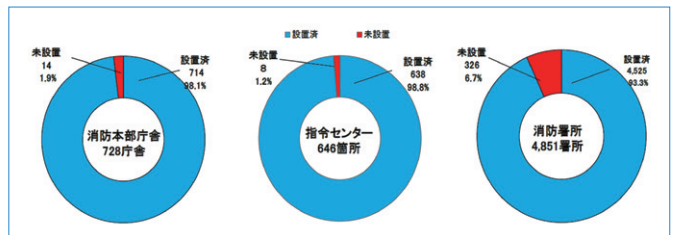
3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している消防庁舎は、

- 消防本部庁舎 714 庁舎(98.1%)
- 指令センター 638 箇所(98.8%)
- 消防署所 4,525 署所(93.3%)

となっています。(図1)

図1



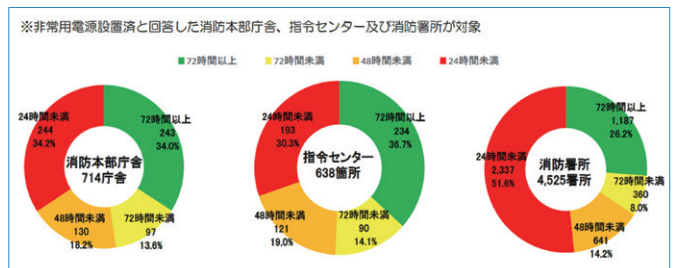
3.2 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間を見ると、使用可能時間が72時間以上のものは、

- 消防本部庁舎 243 庁舎 (34.0%)
- 指令センター 234 箇所 (36.7%)
- 消防署所 1,187 署所 (26.2%)

となっています。(図2)

図2



3.3 非常用電源の災害対策状況

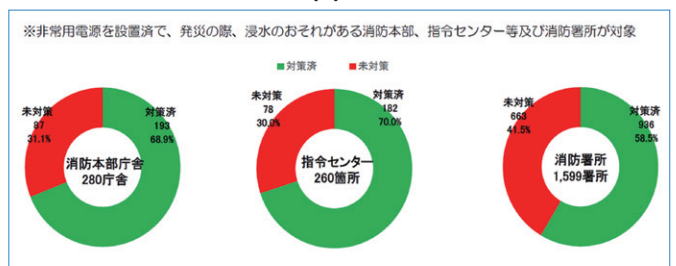
3.3.1 浸水に対する対策

非常用電源を設置済で、浸水のおそれがある庁舎のうち、浸水対策をしている消防本部、指令センター、消防署所は、

- 消防本部庁舎 193 庁舎 (68.9%)
- 指令センター 182 箇所 (71.0%)
- 消防署所 936 署所 (58.5%)

となっています。(図3)

図3



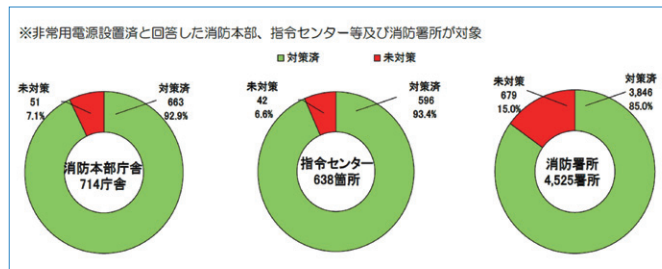
3.3.2 地震に対する対策

非常用電源を設置している消防本部、指令センター、消防署所のうち、地震対策を講じている消防本部、指令センター、消防署所は、

- 消防本部庁舎 663 庁舎 (92.9%)
- 指令センター 596 箇所 (93.4%)
- 消防署所 3,846 署所 (85.0%)

となっています (図4)

図4



4 調査結果を受けて

消防庁では、「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果について」(平成30年12月7日付け消防消第319号消防庁消防・救急課長通知)により、以下のことについて各都道府県を通じて各消防本部にも周知しています。

1 非常用電源の整備について

消防力の整備指針第23条第2項において、「消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。」と定めており、指令センターも含めて、非常用電源の整備を進めること。

なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

2 非常用電源の地震・浸水対策について

消防力の整備指針第23条第1項において、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。」と定めており、耐震措置や浸水想定水位より上部への非常用電源の設置などの対策を進めること。

なお、「緊急防災・減災事業債の積極的な活用による消防防災体制の充実について(平成29年9月7日付け事務連絡)」における「平成29年度地方債についての質疑応答集」の中で、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策(上層階への移設、防護板の設置等)についても緊急防災・減災事業債の対象事業とされていることから、その活用を検討すること。

3 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月内閣府(防災担当))において、「72時間は、外部からの供給なしに非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性を鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

5 終わりに

今回の調査結果では、前回調査した平成29年10月1日時点から設置率は向上していますが、未だに非常用電源が整備されていない消防本部庁舎等がみられました。

また、非常用電源が整備されている庁舎であっても、72時間の稼働時間が確保されていないものや、発災の際に浸水の恐れがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていないもの、地震対策がなされていないものがみられました。

平成30年北海道胆振東部地震では、北海道全域で停電が発生し、非常用電源を整備する重要性が改めて認識されたところです。

平成32年度までの3年間で集中的に講じられる防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の一環として、消防本部等における非常用電源の整備等を促進し、災害対応機能が確保されるよう、今後も取り組んでまいります。

なお、本調査結果については、消防庁のホームページに掲載しているので参考にしてください。

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3001/t_index.html)

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 警防係
TEL: 03-5253-7522